

柴監告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年8月21日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮正博

柴田町監査委員 桜場政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成30年度各課等の事務事業

(2) 実施年月日及び対象課等

| 月 日 | 監査対象課等 | | |
|----------|-----------------|----------------------------------|-----------------------|
| | 9:30~12:00 | 13:00~15:30 | |
| 7月 2 (火) | 町民環境課 | 13:00~14:30 健康推進課 | 14:30~15:30 槻木事務所 |
| 7月 3 (水) | 上下水道課 | 13:00~14:00 議会事務局、 監査委員事務局 | 14:00~15:30 生涯学習課 |
| 7月 4 (木) | 教育総務課（給食センター含む） | 13:00~14:30 スポーツ振興課 | 14:30~15:30 会計課 |
| 7月 5 (金) | 都市建設課 | 税務課 | |
| 7月 9 (火) | 商工観光課 | 13:00~14:30 福祉課 | 14:30~16:00 子ども家庭課 |
| 7月11 (木) | まちづくり政策課 | 農政課、農業委員会 | |
| 7月12 (金) | 財政課（公有財産分を含む） | 総務課 | |

(3) 監査の場所

柴田町監査委員事務局

(4) 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書又は口頭により指導した。

(指摘事項)

○適正な人事配置について

ほ場整備事業や小中学校大規模改造事業の国庫補助採択に伴って、農政部門や教育部門において業務量が増加し人員に不足が生じている。また、上下水道課においては、鷺沼排水区雨水幹線工事や鷺沼5号調整池整備工事などの大型事業の推進に伴って、技師に不足が出ており、技術の承継にも支障をきたしかねない事態となっている。早急に業務量調査を行い適正な人事配置とするように定員の見直しを図らねたい。